

NPO法人OIKOS天竜（浜松市/静岡県）

地域特性

天竜区は区域の約9割を森林が占める山間地で傾斜が大きい地形であることから、日中は暖かく夜の冷え込みが厳しい土地であり霧が発生しやすく、お茶の生産に適した気候となっています。

一方で、天竜区では農家の高齢化も進んでいることから荒廃農地の増加や営農者の確保が課題です。

きっかけ

30年前に天竜区に移住し、茶畑を営農するとともに抹茶製造もおこなっていた営農者が、抹茶需要の増加を見込みお茶の増産を検討した際に、茶畑の拡大に必要な遮光幕用の支柱を設置する費用の捻出に悩んでいました。そこに、天竜区周辺でフィールドワークを行っていた民俗学者が、茶畑に太陽光発電設備を設置しその支柱を遮光幕用の支柱として兼用することを提案したことがきっかけです。

何を目標としたか

茶畑の拡大と太陽光発電の両立を目指しました。

何をやったか＜用途追加＞

営農者及び民俗学者が共同で太陽光発電事業や抹茶製造等を行うNPO法人OIKOS天竜を立ち上げ、支柱を遮光幕用にも兼用した太陽光発電設備（発電出力50kW）を設置しました。売電による利益の一部は営農者に還元しています。

また、現時点では営農者が地域では比較的若手の1人（50代、NPO法人代表を兼務）であり、営農者の増加・安定的確保を図る必要があるため、地域に移住した30代の営農希望者（夫婦2組）を対象に、NPO法人による営農指導等を行っています。さらに、さらなる消費拡大を目指した商品開発や、茶葉を身近に感じてもらえるよう新茶摘み体験等を実施しています。

主な課題

＜主体＞

営農者は取組開始時点では1人（50代、NPO法人代表を兼務）のみしかいないため、地域で荒廃農地が増加する中での人手不足と後継者の不在が課題でした。

→解決策はP2へ

＜土地＞

太陽光発電設備設置のため、農地上空部分に区分地上権を設定していることから、売電期間中の地上権契約の継続が必要ですが、農地所有者が高齢であり、相続等により所有者の変更が想定されることが課題でした。

→解決策はP2へ



太陽光パネルとその支柱

関連予算

無し（※銀行からの融資のみ）

問い合わせ先

NPO法人OIKOS天竜 問い合わせフォーム
<https://www.oikos-tenryu.net/mail/>



●期待される効果

国土管理

・茶畑の維持・拡大による荒廃農地の発生予防及びさらなる解消

自然共生

・再生可能エネルギーの利活用推進

防災・減災

・災害時の電力の供給

地域づくり

・農家収入の向上による地域の活性化
 ・お茶摘み体験等による交流人口の増加

●取組のステップ

平成25～28年

発電施設の設置許可

平成29年

太陽光発電の開始

今後の展望

のちに副代表となる民俗学者は、資源エネルギー庁の「まちエネ大学」（平成25年）や同庁の「再生可能エネルギー等の導入支援事業」（平成26年）を活用し、太陽光発電設備の支柱を遮光幕用の支柱として兼用することについて、専門家と連携して研究しました。

その後、研究結果を踏まえ、民俗学者が営農者とともに太陽光発電事業や抹茶製造等を行うNPO法人OIKOS天竜を立ち上げるとともに、固定価格買取制度（FIT）認定を申請し（平成27年）、太陽光発電設備の設置及び農地転用の手続きを行いました。7aの茶畑に設置した施設は、発電出力50kW、高さ2.3m、支柱の太さは6cmです。

NPO法人は、平成29年4月より太陽光発電の売電を開始しました。固定価格買取制度（FIT）による発電事業の収入は年間約220万円であり、この収入は金融機関への返済（年120万円）や太陽光発電設備に関連する諸経費に充てるとともに、営農者へ年20万円程度還元されています。また支柱を兼用したことにより、営農者の資材コストが約90万円削減されました。

太陽光発電設備の支柱を使った遮光幕は、地上から2mの高さに設置しています。遮光幕と茶葉の間に空間ができることから、遮光幕で茶葉を直接覆う支柱設置前の栽培方法よりも収量が2～3割増量となるとともに、茶葉に傷がつかないことで品質も向上し、営農収入も増加しました。



茶畑と太陽光発電設備の全景

NPO法人は、営農者の人手不足及び後継者不在に対応するため、営農作業の省力化や営農者の育成にも取り組んでいます。また地域外の農家も含め、畑に太陽光発電設備の導入を検討する農家に今までに得られた知見を伝えることを検討中です。さらに現在、新規営農者定住のための空き家活用等に取り組むとともに、耕作放棄されたお茶の木を活用するためお茶の実を活用した商品開発を予定しています。

●得られた知見（課題と対応詳細）

<人（主体）>

□現在の人手不足及び将来の後継者不在

地域における近隣農家の高齢化により、地域では比較的若手の営農者1人（50代、NPO法人代表を兼務）に営農依頼が続いていますが、人手不足のため断らざるを得ないことが課題です。

また、遮光幕と支柱を兼用する太陽光発電設備を導入するにあたり、金融機関から受けた融資返済のため、営農を約20年間継続する必要がありますが、営農型太陽光発電は3年ごとに用地転用許可の更新が必要なため、不許可になると太陽光発電設備の撤去が必要となることも課題です。

そのため、NPO法人が地域に移住した営農希望者（30代、夫婦2組）に耕作方法を指導しており、営農者の現在の人手不足解消及び後継者確保が期待されます。

<土地>

□地権者の子供世代も含めた合意形成

売電期間中は区分地上権契約の継続が必要です。しかし農地所有者は高齢であるため、相続等により所有者の変更が想定されます。

そのため所有者及びその子供とNPO法人との間で区分地上権の契約を交わすことで、世代交代後の契約の継続性を担保しました。

<人（主体）>

□農業体験交流の実施

NPO法人において、さらなる消費拡大を目指した商品開発や、茶葉を身近に感じてもらえるよう新茶摘み体験等を実施しています。

●仕組みや体制

